

第1回資源管理方針に関する検討会 (SH会合)等の指摘事項について

令和5年12月15日(金)

第2回資源管理方針に関する検討会
～カタクチイワシ瀬戸内海系群～

水産庁

目 次

1. 第1回資源管理方針に関する検討会(SH会合)等での指摘事項

2. 指摘事項への回答、対応の方向

(1) 資源管理について

(2) 漁獲等の報告について

(3) その他

1. 第1回資源管理方針に関する検討会(SH会合)等での指摘事項

(1) 資源管理について

- ① カタクチイワシ瀬戸内海系群にTAC管理を導入した場合のメリット・デメリットを教えてください。
- ② TAC管理の手法や内容について具体的に提示すべき。
- ③ TAC管理の柔軟な運用における府県間での融通について説明すべき。
- ④ 国から配分された府県配分量又は同一府県内漁業種類別の配分量の上限に漁獲量が達したら、直ぐに採捕停止命令が発せられるのか。
- ⑤ 配分を考える際に自主的な資源管理措置について考慮すべき。また、イリコを生産する漁業の場合、質の悪いカタクチイワシ(脂イワシ)は漁獲せず、漁獲実績も低くなる。仮にTAC管理となった場合、漁獲実績を積み上げるために無理に漁獲しようとする可能性があり、資源管理の面でも本末転倒ではないか。
- ⑥ TAC管理の対象範囲(親魚、イリコ、カエリ、チリメン(シラス))を明確に説明すべき。
- ⑦ シラスをTAC管理の対象としないことについて説明すべき。
- ⑧ MSYベースの資源評価を過去にも実施していた場合、どのような評価になっていたか、過去10年程度示してほしい。

(2) 漁獲等の報告について

- ① 漁獲報告電子化予算の内容について説明すべき。
- ② 換算係数について、実態把握及びその扱いについて説明すべき。
- ③ 生き餌向けの漁獲について、へい死分を報告していなかったが、過去の統計情報を修正できるか。また、今後、どのようにして生き餌向けの漁獲量を適正に把握していくのか。
- ④ 自由漁業など、これまでの統計では把握できなかった漁獲量があるのではないか。

(3) その他

- ① 瀬戸内海における栄養塩類等に関する環境改善について検討すべき。

2. 指摘事項への回答、対応の方向

(1) 資源管理について(1/7)

① カタクチイワシ瀬戸内海系群にTAC管理を導入した場合のメリット・デメリットを教えてください。

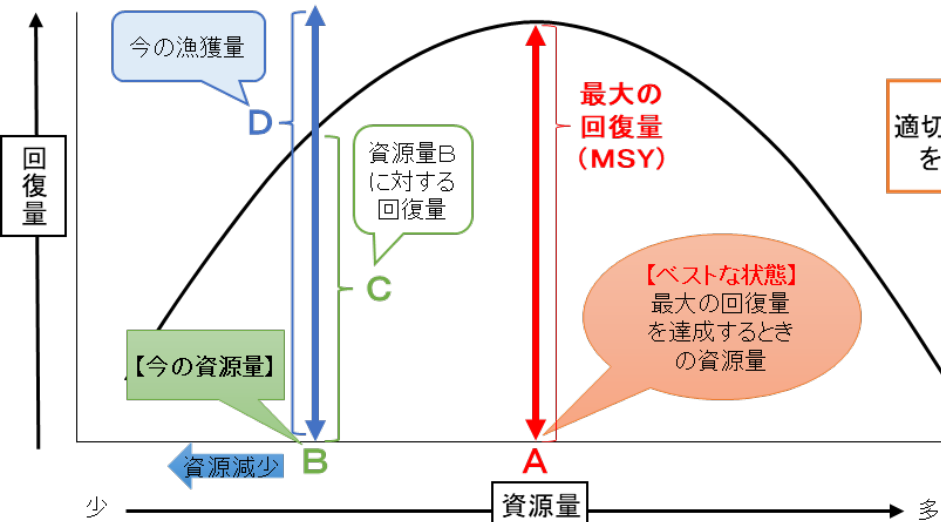
- 
1. 一般論として、MSYベースのTAC管理は、MSYを達成する資源量の水準を維持し、又は回復させることを目標として管理することで、中長期的に資源を有効活用し、将来にわたって安定的に漁業を営むことを目的として導入するものであり、カタクチイワシ瀬戸内海系群についても、この目的のため導入を検討しています。
 2. 本系群は、現在、湾や灘ごとに、また、根拠とするそれぞれの地域の状況に応じた自主的な資源管理の取組が行われていますが、TAC管理を導入することで、より広域な系群単位での資源評価に基づいた管理を行うこととなります。つまり、瀬戸内海全体で、科学的根拠に基づく共通の目標を作ることになり、同じ目標に向かって、関係者全員で数量という同一の指標により資源管理に取り組むことができるようになります。
 3. 現在検討しているTAC管理は、湾や灘ごとに実施されている資源管理の取組の継続を前提としていますが、共通の目標と同一の数量という指標によるTAC管理が定着した際には、現在行われている取組(休漁日の設定、出漁時間の制限等)を改善又は見直しすることが可能となり、操業の自由度を増すことで、より安全に、より低コストで操業できるようになることが考えられます。
また、科学的根拠に基づく資源管理に取り組んでいることを対外的にPRすることで、漁獲物の付加価値を高めていくことも考えられます。
 4. TAC管理の導入に伴い、(ア)漁獲量がTACや配分量の上限に達することで操業が止まる、(イ)漁獲実績に基づいてTACを配分する場合、質が悪い魚(脂イワシ)の漁獲を控えると漁獲実績が上がらずに配分量が目減りしてしまう、といった可能性があります。
(ア)については、獲り過ぎを防ぎ、資源を維持・回復させるというのがTAC管理の目的でありますので、この点をご理解をお願いしますとともに、漁場形成の変動や想定外の来遊等があった際に過剰な規制とならないよう、後述の2(1)②③のとおり柔軟な運用を検討していきます。(イ)については、当初配分による工夫や、後述の2(1)②③のとおり、融通の取組にメリット措置を設けること等により対応していくことを検討していきます。

(参考1)TAC管理導入の意義・効果①

- 水産資源は、全体の量が少なすぎても多すぎてもその回復する量は少なくなる。
- 全体の資源量が少なすぎず、多すぎないベストな量のとき、回復量は最も大きくなる。
 - ⇒ このとき、漁獲してもよい量も最大(この量を最大持続生産量(MSY)という)となるので、ベストな資源量をキープできれば、高い水準での漁獲を続けていくことができる。
 - ⇒ もし、現在の資源量がベストの状態より少ない場合、回復量も小さいので、漁獲量をそれよりも少なく抑えなければ、資源は減っていく【下図左】。逆に、漁獲量をきちんと抑えれば、回復していき、ベストな資源水準となり、漁獲してもよい量も増えて安定する【下図右】。
- このようなベストの資源量(MSYが実現される資源量)となることを目指して漁獲量をコントロールする、すなわち漁獲できる量の上限(=TAC)を設けるのが、新漁業法におけるTAC管理。
- TAC管理にすると、関係する漁業者が共通の具体的な目標をもって資源管理に取り組むことが可能。また、獲り過ぎとなっているかどうかが明確にわかり、獲り過ぎの場合、国の命令等により採捕を確実に止めることが可能。加えて、漁獲がタイムリーに報告されることにより、資源の利用実態もより明らかに。

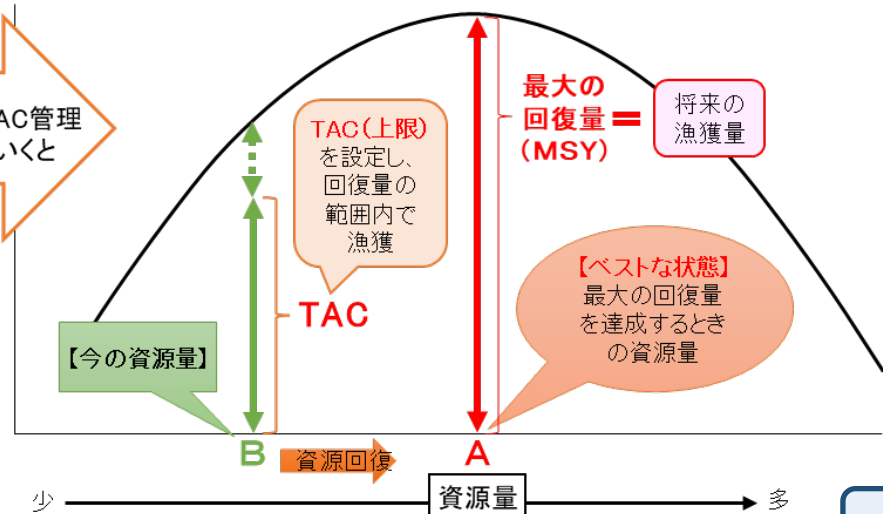
【TAC管理のイメージ】

もし、現在の状態が、ベスト(A)より少ない資源量(B)であり、回復量(C)を上回る漁獲(D)をしているのであれば、翌年以降の資源量はさらに少なくなり、回復力も少なくなる。
⇒ 持続的に漁業ができない。



回復量より少ない漁獲上限(TAC)を設定し、漁獲量を適切に抑えることで、資源量をベスト(A)まで回復させ、今後漁獲できる量も増やすことができる。

⇒ 最終的に、MSYの水準で漁獲量が中長期的に安定!



(参考2)TAC管理導入の意義・効果②

【例1】操業の自由度向上

※漁業調整の観点や、TAC管理を補完して相乗的に資源管理の効果を発揮する観点から必要な規制は、引き続き残す必要がある点に注意

例えば…

資源管理協定に基づき、地域全体で

- ① 隻数制限
- ② 休漁日(週2)の設定
- ③ 出漁時間の制限
- ④ 禁漁区域の設定
- ⑤ 目合制限
- ⑥ 小型魚の採捕禁止に取り組んでいます！

TAC管理が進むと…

管理区分ごとに数量管理
するようになるため、以下の措置を柔軟に見直すことも可能

- ① 隻数制限
- ② 休漁日(週2)の設定
- ③ 出漁時間の制限
- ④ 禁漁区域の設定
- ⑤ 目合制限
- ⑥ 小型魚の採捕禁止

天候を見て、余裕をもって出漁できるようになり、**より安全に、より低コストで**操業できるようになりました！！

【例2】販売先の確保(付加価値の向上)

例えば…

当店は、数量管理などの資源管理に取り組んだ上で漁獲された水産物しか取り扱いません。



国内TAC魚種



輸入TAC魚種



14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる**最大持続生産量のレベル**まで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、**科学的な管理計画を実施**する。

2. 指摘事項への回答、対応の方向

(1) 資源管理について(2/7)

② TAC管理の手法や内容について具体的に提示すべき。



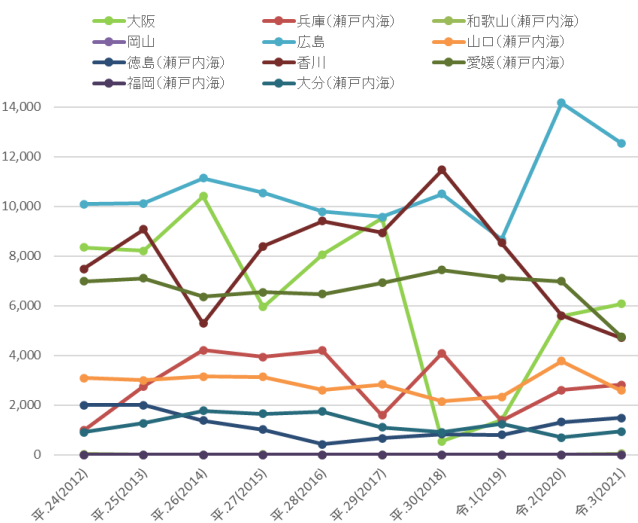
詳細については、今後、関係者間で議論して決定していくこととなりますが、例えば、以下(ア)～(オ)を仮定した上での具体的な運用のイメージは、次の6ページ及び7ページのとおりとなります。

- (ア) 2024年からTAC管理を導入する。
- (イ) 2034年に親魚量が4.3万トン(目標管理基準値案)を上回る確率が50%を超える漁獲シナリオとして、 $\beta = 0.8$ を採用する。(=この場合、2024年のTACは49,000トンとなります。)**【資料4の11ページを参照】**
- (ウ) 配分については、令和元年から令和3年までの3か年の漁獲シェアを採用し、シェアの80パーセントを構成する上位府県は数量明示、それ以外は現行水準の配分とする。**【下表を参照】**
- (エ) 国の留保枠を設け、TACの10%とする。
- (オ) 柔軟な運用として、「留保枠からの配分」のほか、「融通」、「翌年度からの繰入」制度を導入する。

＜参考：漁獲シェア表＞ ※灰色のセルは80%を構成する上位府県

	3か年平均					5か年平均		
	H27-H29	H28-H30	H29-R1	H30-R2	R1-R3	H27-R1	H28-R2	H29-R3
大臣管理分合計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
知事管理分合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
大阪	18.8%	14.5%	9.7%	6.9%	11.7%	12.5%	12.9%	11.9%
兵庫(瀬戸内海)	7.8%	8.2%	6.4%	7.4%	6.2%	7.7%	7.2%	6.7%
和歌山(瀬戸内海)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
岡山	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
広島	23.9%	24.6%	26.1%	30.2%	32.4%	25.4%	27.1%	29.6%
山口(瀬戸内海)	6.9%	6.2%	6.7%	7.5%	8.0%	6.7%	7.1%	7.3%
徳島(瀬戸内海)	1.7%	1.6%	2.1%	2.7%	3.3%	2.0%	2.1%	2.8%
香川	21.4%	24.6%	26.3%	23.2%	18.0%	24.3%	22.6%	21.2%
愛媛(瀬戸内海)	15.9%	17.2%	19.7%	19.5%	17.7%	18.0%	18.0%	17.9%
福岡(瀬戸内海)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
大分(瀬戸内海)	3.6%	3.1%	3.0%	2.6%	2.8%	3.4%	2.9%	2.7%

＜参考：府県別漁獲量の推移(H24～R3)＞



出典：海面漁業生産統計調査(農林水産省)

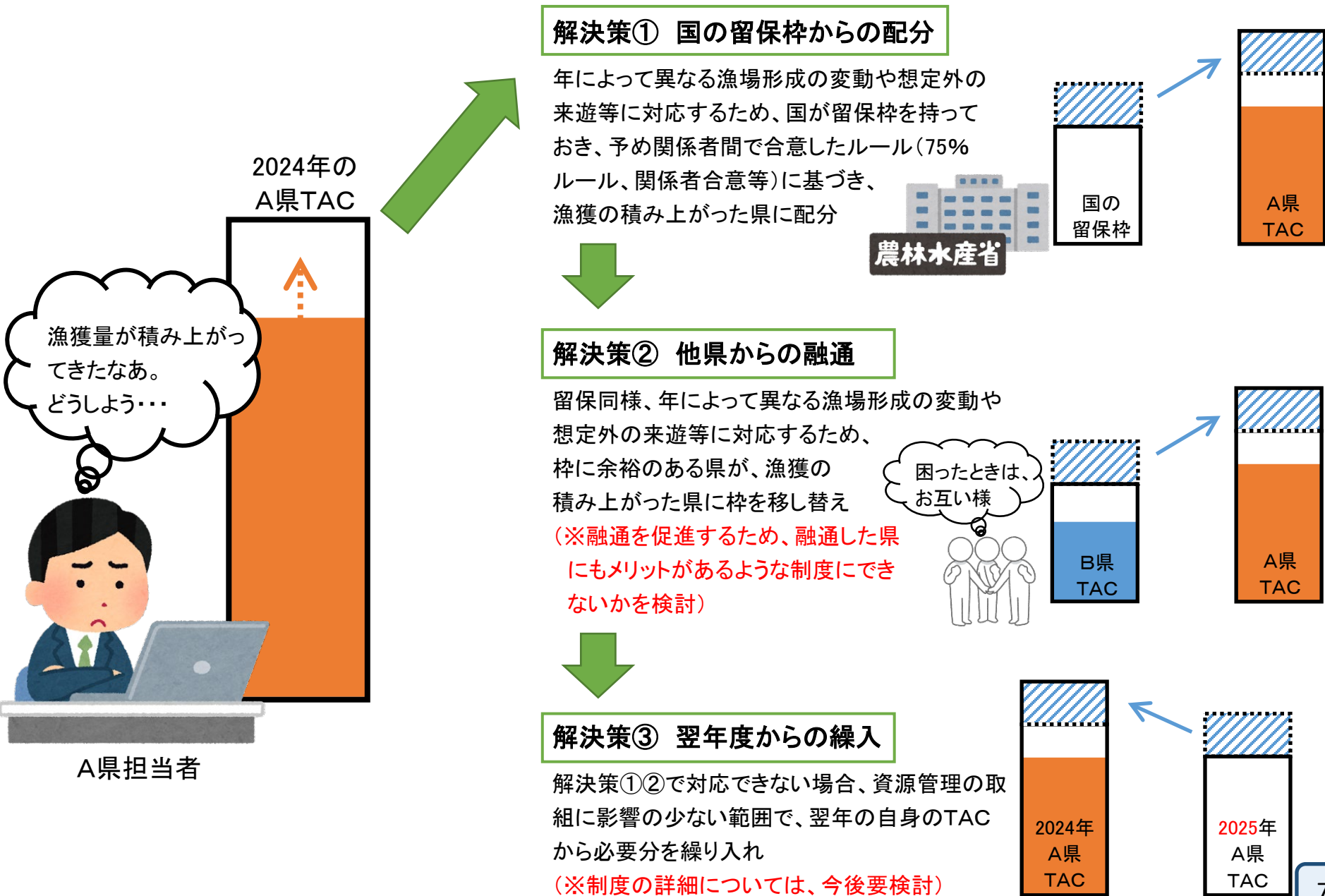
※水産庁が現時点で入手したデータに基づいて暫定的に計算したものであり、今後のデータ入手や、計算の見直しによってシェアが変更となる可能性があります。

(参考3) 具体的な運用のイメージ①(TACの配分)

TAC (t)		49,000		※1 必要に応じ、数量明示区分に追加配分 ※2 現行水準の県は、目安数量を超えない ように管理を行うことになる
留保 (t) ※1		4,900		
管理区分	漁獲シェア(%)	TAC (t) ※2	【参考】R3実績(t)	
大臣管理	0.0	-	0	
知事管理	100.0	-	35,988	
大阪	11.7	5,159	6,070	
兵庫(瀬戸内海)	6.2	現行水準 (目安数量2,734)	2,826	
和歌山(瀬戸内海)	0.0	現行水準	44	
岡山	0.0	現行水準	0	
広島	32.4	14,288	12,542	
山口(瀬戸内海)	8.0	3,528	2,598	
徳島(瀬戸内海)	3.3	現行水準 (目安数量1,455)	1,492	
香川	18.0	7,938	4,716	
愛媛(瀬戸内海)	17.7	7,805	4,753	
福岡(瀬戸内海)	0.0	現行水準	0	
大分(瀬戸内海)	2.8	現行水準 (目安数量1,234)	947	

6

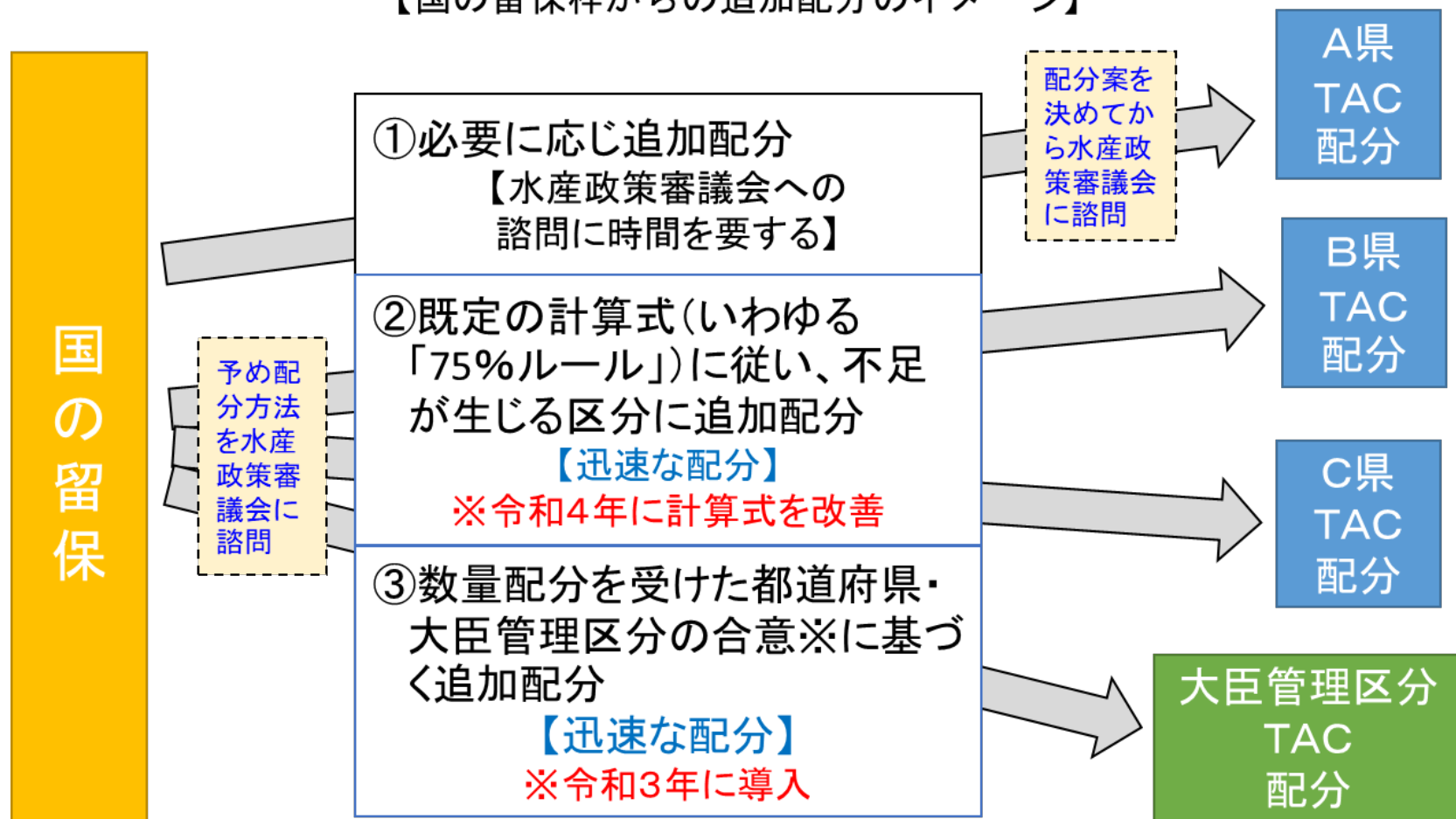
(参考4) 具体的な運用のイメージ②(漁獲実績が積み上がったときの対応)



(参考5) 留保枠からの配分(既存TAC魚種における措置の例)

- 国の留保枠からの配分は、漁業法第15条に基づき、水産政策審議会及び都道府県の意見を聴いて決定。
- 急な来遊や漁場形成の変動に対応するため、特定水産資源ごとに、全体の資源管理に支障をきたさない範囲において機械的に配分できるルール（配分方法）を事前に設けておき、迅速に対応。
- 75%ルールの改善、話し合いによる合意に基づく配分の創設など、より柔軟な運用となるように改善。

【国の留保枠からの追加配分のイメージ】



※A～C県及び大臣管理区分の間での話し合いによる合意

(参考6) 令和5年留保からの配分・融通の実績(くろまぐろを除く)

月日	特定水産資源	変更理由	変更内容	
			管理区分	増減 (トン)
1月16日	ずわいがに日本海系群 A海域	留保からの配分 (関係者間合意)	富山県	2
			石川県	10
			福井県	85
			沖合底びき網漁業 ずわいがに漁業	40
			国の留保	-137
2月21日	まいわし対馬暖流系群	留保からの配分 (関係者間合意)	大中型まき網漁業	13,000
			国の留保	-13,000
2月27日	まさば対馬暖流系群・ ごまさば東シナ海系群	留保からの配分 (関係者間合意)	長崎県	3,000
			国の留保	-3,000
3月10日	まさば対馬暖流系群・ ごまさば東シナ海系群	留保からの配分 (関係者間合意)	大中型まき網漁業	600
			国の留保	-600
3月20日	まさば対馬暖流系群・ ごまさば東シナ海系群	留保からの配分 (関係者間合意)	島根県	1,000
			長崎県	2,400
			大中型まき網漁業	10,030
			国の留保	-13,430
3月20日	まいわし対馬暖流系群	融通	大中型まき網漁業	5,000
			石川県	-5,000
5月12日	まあじ	留保からの配分 (関係者間合意)	島根県	3,500
			山口県	500
			長崎県	3,000
			大分県	500
			宮崎県	500
			鹿児島県	500
			大中型まき網漁業	6,900
			国の留保	-15,400
6月2日	まさば対馬暖流系群・ ごまさば東シナ海系群	融通	島根県	500
			山口県	300
			鹿児島県	-800
6月13日	まいわし太平洋系群	留保からの配分	岩手県	13,000
			宮城県	14,000
			大中型まき網漁業 (総量による管理を行う管理区分)	25,000
			国の留保	-52,000

月日	特定水産資源	変更理由	変更内容	
			管理区分	増減 (トン)
6月16日	まさば対馬暖流系群・ ごまさば東シナ海系群	融通	島根県	800
			山口県	200
			鹿児島県	-1,000
6月30日	まいわし対馬暖流系群	留保からの配分 (関係者間合意)	島根県	15,000
			国の留保	-15,000
8月3日	まいわし太平洋系群	留保からの配分 (75%ルール)	宮崎県	1,000
			国の留保	-1,000
8月21日	まいわし対馬暖流系群	留保からの配分 (関係者間合意)	大中型まき網漁業	2,500
			国の留保	-2,500
9月15日	まいわし対馬暖流系群	融通	大中型まき網漁業	3,000
			石川県	-3,000
10月19日	まいわし対馬暖流系群	融通	大中型まき網漁業	3,000
			石川県	-3,000
11月2日	さんま	留保からの配分 (関係者間合意)	北海道	5,913
			国の留保	-5,913
11月15日	まあじ	留保からの配分 (関係者間合意)	島根県	2,300
			山口県	300
			長崎県	2,000
			宮崎県	400
			鹿児島県	400
			大中型まき網漁業	4,600
			国の留保	-10,000
11月15日	まさば対馬暖流系群・ ごまさば東シナ海系群	留保からの配分 (関係者間合意)	島根県	2,000
			山口県	600
			長崎県	2,800
			鹿児島県	1,200
			大中型まき網漁業	9,000
			国の留保	-15,600

2. 指摘事項への回答、対応の方向

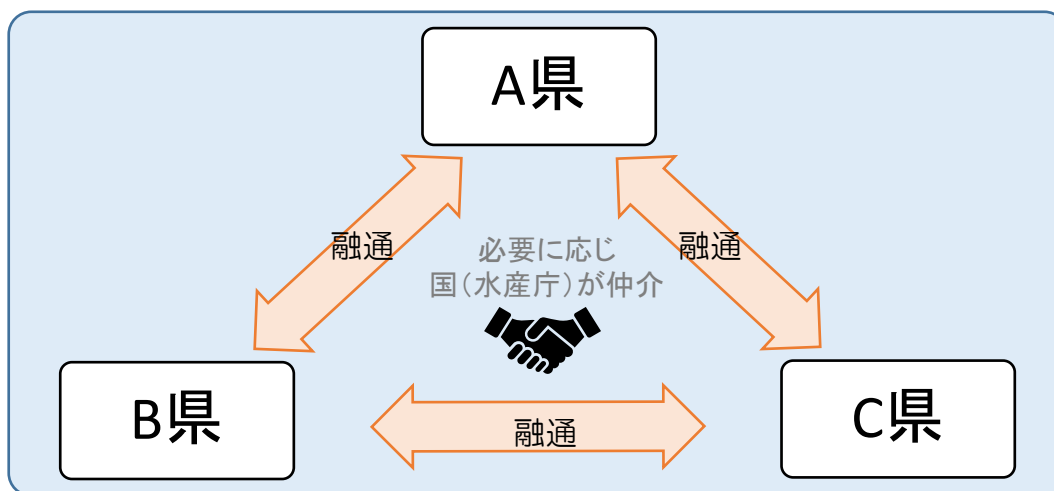
(1) 資源管理について(3/7)

③ TAC管理の柔軟な運用における府県間での融通について説明すべき。

- ➡
1. 各府県においては、基本的に当初配分された量の遵守をお願いしますが、年によって漁場形成が変動したり想定外の来遊があったりするため、TAC管理における柔軟な運用の一つとして、府県間において、配分量の移転を行う「融通」の仕組みがあります。
 2. 府県間で融通を行う場合、関係する府県間で調整を行うことが基本ですが、関係府県間での調整が難しい場合には、国(瀬戸内海漁業調整事務所)が仲介することにより、融通の仕組みが適正かつ迅速に運用されるよう対応したいと考えています。
 3. また、融通の取組を促進するため、他府県へ融通した府県については、融通した量に応じた分を当該府県の漁獲実績として見なす等の対応を検討します。

※ 現行水準として配分され、目安数量として管理している県に対して融通することはできません。

【融通のイメージ】



2. 指摘事項への回答、対応の方向

(1) 資源管理について(4/7)

④ 国から配分された府県配分量又は同一府県内漁業種類別の配分量の上限に漁獲量が達したら、直ぐに採捕停止命令が発せられるのか。

- 
1. TAC管理は、獲り過ぎを防ぎ、資源を維持・回復させるための制度であるため、漁獲量がTACや配分量の上限に達することで採捕停止命令等の措置をとる必要があります。なお、各管理区分において漁獲実績が漁獲可能量を超えるおそれ大きい場合には、採捕停止命令が発せられる前に、必要な助言、指導又は勧告が行われます。
 2. 他方で、漁獲量は、漁場形成の変動や想定外の来遊等によって配分の上限に近づいてしまうことがあることから、このような原因により採捕停止となることがないよう、留保枠からの配分、融通に加えて、翌年度からの繰入といった柔軟な運用を検討しています。【本資料7ページ(参考4)を参照】
 3. なお、本系群については、TAC管理導入当初の柔軟な運用として、ステップアップ管理を導入することを想定しており、ステップ1・2の期間においては、採捕停止命令は行わないこととしています。【資料6を参照】
 4. また、府県内の運用については当該府県において検討・決定することとなりますので、府県内関係者間で、同府県の実情に応じた運用となるよう、積極的な議論・検討をお願いします。

2. 指摘事項への回答、対応の方向

(1) 資源管理について(5/7)

- ⑤ 配分を考える際に自主的な資源管理措置について考慮すべき。また、イリコを生産する漁業の場合、質の悪いカタクチイワシ(脂イワシ)は漁獲せず、漁獲実績も低くなる。仮にTAC管理となった場合、漁獲実績を積み上げるために無理に漁獲しようとする可能性があり、資源管理の面でも本末転倒ではないか。

- 
1. 配分に関し、単純に直近の漁獲実績のみに依らない方法で検討することは可能です。一方で、自主的な資源管理措置は湾や灘及び漁船が所属する県によって様々であることから、関係者間で公平感のある配分ができるように、関係者の皆様からも知恵を頂きながら、検討する必要があります。
 2. また、漁獲枠の確保を目的に、必要以上に漁獲実績を積み上げるような操業を強いられないように、他府県へ漁獲枠を融通した府県については、融通した量に応じた分を当該府県の漁獲実績として見なし、翌年以降の府県配分量に影響がでないように配慮する等の対応を検討します。

- ⑥ TAC管理の対象範囲(親魚、イリコ、カエリ、チリメン(シラス))を明確に説明すべき。



本系群のTAC管理の対象は、他のカタクチイワシ系群と同様、「カエリ以上」とします。
具体的には、こちらも他のカタクチイワシ系群と同様、対象となるカタクチイワシの定義を「体色が銀色のもの」とすることを想定しています。

2. 指摘事項への回答、対応の方向

(1) 資源管理について(6/7)

⑦ シラスをTAC管理の対象としないことについて説明すべき。

➡ 1. 瀬戸内海全域にはカタクチイワシの親魚に比べて圧倒的に多くの卵や仔魚(シラス)があり、これらの時期は、初期減耗と呼ばれる環境の影響によって死亡率が大きく変化すると考えられる時期にあることから、現時点において、シラスを含めた形でのMSYの算定などは困難との結論に至りました。また、シラスは、カエリ以上のカタクチイワシに比べて漁獲尾数も非常に多いことから、資源評価にシラスを含めることにより、評価の不確実性が大幅に高まることにもなります。【資料4の4ページ参照】

これらに加えて、科学的に、シラスに対する現状の漁獲圧が続くことを前提に、カエリ以上のカタクチイワシの漁獲をコントロールすることで、カタクチイワシの資源管理の効果が見込まれると評価されています。

以上のことから、現時点においては、シラスに対する現状の漁獲圧が続くことを前提に、カエリ以上のカタクチイワシをTAC管理の対象とすることが妥当と考えています。

2. シラスについては、シラスに対する現状の漁獲圧が続くことを確保するために、資源管理基本方針に「シラスを漁獲対象とする漁業について、シラスを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める」旨を規定するとともに、必要に応じて、漁業法に基づく措置を講じることを考えています。

2. 指摘事項への回答、対応の方向

(1) 資源管理について(7/7)

⑧ MSYベースの資源評価を過去にも実施していた場合、どのような評価になっていたか、過去10年程度示してほしい。

- 
1. MSYベースの資源評価を行うためには、どのような再生産関係を適用するかなど、研究機関全体での検討を要する事項が多く存在するため、過去に遡ってMSYベースの資源評価を実施した場合の結果を、現時点で示することはできません。
 2. ただし、例えば神戸チャートにおいて、漁獲圧の比が1よりも大きかった年については、漁獲を抑制する必要があった年と考えられます。【資料4の9ページを参照】
 3. なお、MSYベースの資源評価に移行した2022年度以降の評価結果については、本年度の資源評価報告書にも示されています。
 4. また、2024年からカタクチイワシ瀬戸内海系群にTAC管理を導入した場合(本資料5ページを前提条件)の具体的な配分のイメージは、本資料6ページのとおりです。

2. 指摘事項への回答、対応の方向

(2) 漁獲等の報告について(1/3)

① 漁獲報告電子化予算の内容について説明すべき。

- 
1. これまで漁獲情報デジタル化推進事業(2年度補正及び3年度補正)により、TAC報告にも対応できるよう漁協販売システムの改修等を支援し、4年度末までにほぼ全ての都道府県で必要な取組が完了しています。
 2. 5年度については、取組が残っている数県では、県単事業や他の補助金等の活用も含めて、必要とされる仕様等について個別に対応しているところです。
 3. なお、これまでに次の交付金を活用して都道府県のシステム改修が実施された例があると承知しています。
 - デジタル田園都市国家構想交付金(内閣府)

また、水産庁事業では、以下の事業が活用できる可能性があります。

- 5年度予算 浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業
- 5年度予算 浜の活力再生・成長促進交付金のうちデジタル水産業戦略拠点整備推進事業(ソフト事業)
- 5年度予算 水産バリューチェーン事業のうちバリューチェーン連携推進事業
- 5年度補正予算 水産業競争力強化緊急施設整備事業
- 5年度補正予算 スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業

※このほか、活用できる可能性がある事業は都道府県にお知らせしてまいります。

〔 補助金等には要件があるため、上記補助金についても、その利用を保証するものではありません。
詳しくは各都道府県庁にご相談ください。 〕

2. 指摘事項への回答、対応の方向

(2) 漁獲等の報告について(2/3)

② 換算係数について、実態把握及びその扱いについて説明すべき。

- ➡
1. 漁獲後すぐに加工する場合など漁獲時に原魚の漁獲量把握が困難な場合には、製品重量などから原魚重量に換算したものを漁獲量とすることになります。その換算係数について、本年6月に現在使用されている数値について調査したところ、下表のとおりとなりました。

2. これらの過去から使用してきた数字が基本になると考えていますが、今後、より詳細な各地域の実態把握を進め、新たに客観的な根拠に基づく換算係数の提案があった場合や、相対的にみて根拠の乏しい換算係数が判明した場合には、関係府県間で公平な取扱いとなることを前提として、対応を検討していきます。

	換算係数	備考		換算係数	備考
大阪	なし	—	徳島	なし	—
兵庫	なし	—	香川	× 4	従前より水産試験場が使用 (根拠不明)
和歌山	なし	—	愛媛	× 4	平成21年(2009年)から水産 試験場が使用している係数 設定の根拠及び経緯は不明
岡山	なし	—	福岡	なし	—
広島	シラス: × 3.8 カエリ~: × 4.6	平成5年(1993年)に実施した 水産試験場の調査(広島県東 部海域産)を根拠	大分	なし	—
山口	なし	—			

2. 指摘事項への回答、対応の方向

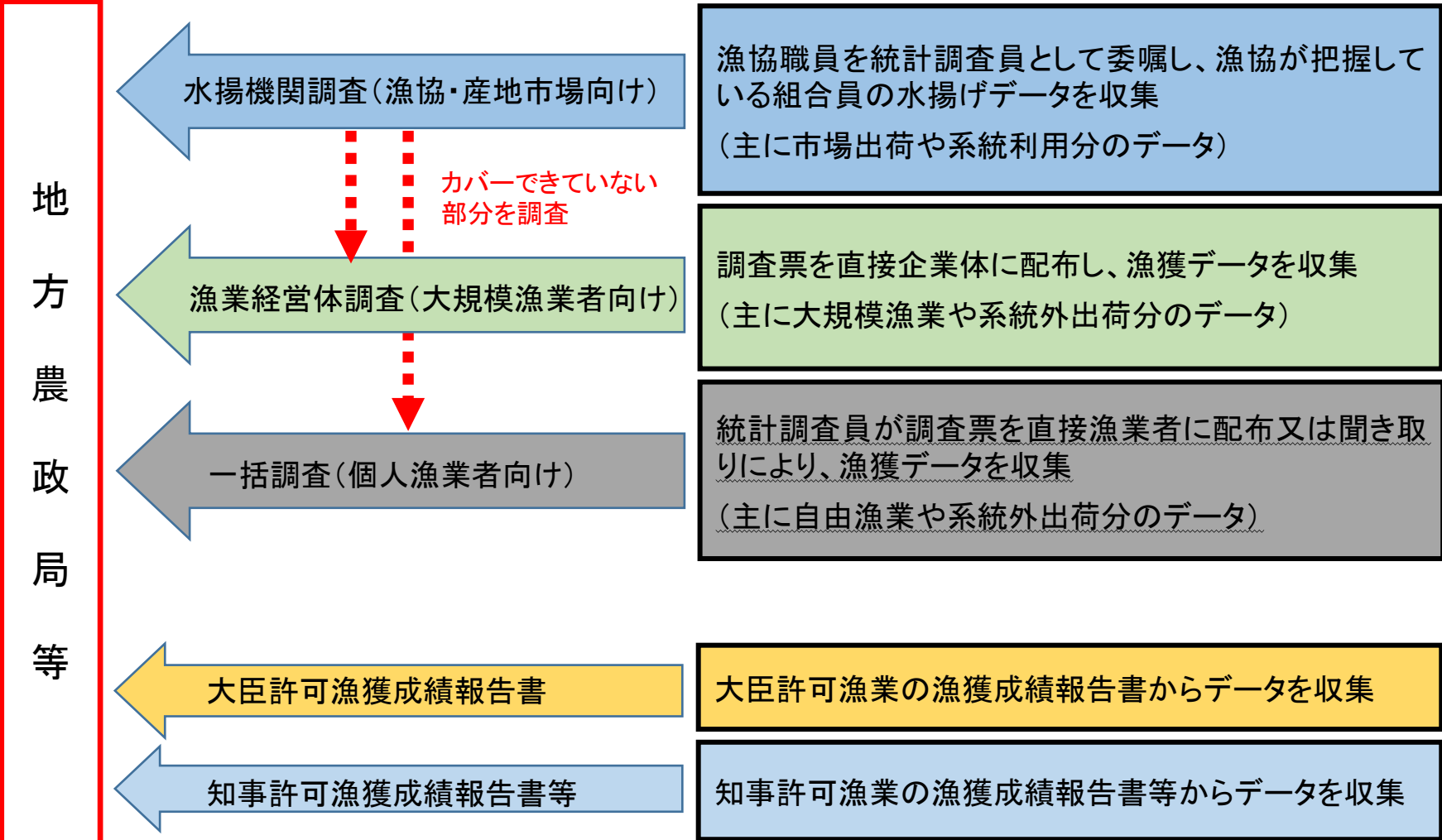
(2) 漁獲等の報告について(3/3)

- ③ 生き餌向け漁獲について、これまでへい死分を報告していなかったが、過去の統計情報を修正できるか。また、今後、どのようにして生き餌向けの漁獲量を適正に把握していくのか。
- ④ 自由漁業など、これまでの統計では把握できなかった漁獲量があるのではないか。

- 
- 1. 生き餌向け漁獲に関するへい死分などこれまで報告が行われていなかったものについて、修正内容に係る報告の信憑性を確保することが難しいことから、過去に遡って当該漁獲量の情報データを修正することは適切ではないと考えます。
本系群では一部の地域において生き餌向けの漁獲が今後も継続していくと考えられることから、ステップアップの期間も活用して当該地域の実態を把握することで、より正確な報告となるような方法を、関係者と一緒に検討していきます。
 - 2. 自由漁業について、これまでも、農林水産統計の調査により一定程度把握されていたものと思いますが、今後、関係府県と協力し、ステップアップ期間も活用して、より高い精度で漁獲量を把握できる方策を関係者と一緒に検討していきますので、ご協力をお願いします。

(参考7)統計調査における情報収集の流れについて

- 海面漁業生産統計調査は下記の手法により、各都道府県の事情に合わせてデータ収集を行っている。
- 下記手法を組み合わせ、重複が無いように合算して暦年漁獲統計を作成(組み合わせの程度(カバーの度合い)は都道府県により大きく異なる)



2. 指摘事項への回答、対応の方向

(3) その他(1／1)

① 瀬戸内海における栄養塩類等に関する環境改善について検討すべき。

- 
1. 瀬戸内海における栄養塩類管理については、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づいて関係府県が各湾灘における栄養塩類管理制度の協議及び運用を始めており、水産庁においてもこれらの取組を支援すべく研究機関と連携し、栄養塩類と水産資源との関係に関する調査や、栄養塩類の供給技術の開発等を行っています。
 2. 引き続き、栄養塩類管理制度を所管する環境省等の関係省庁や関係機関とも連携し、瀬戸内海の栄養塩類に関する環境改善に努めてまいります。